- ○電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令新旧対照表
- · 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改		
様式第4(第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の	) 2 第 2 号関係)	様式第4(第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)		
<u>提供する電気通信役務</u>		提供する電気通信役務		
電気通信役務の種類	提供する役務	電気通信役務の種類 提供する役割		
1   加入電話     2   総合デジタル通信サービス (中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。)     3   中継電話 (国際電話等であるものを除く。)		1   加入電話     2   総合デジタル通信サービス (中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。)     3   中継電話 (国際電話等であるものを除く。)		
4 国際電話等   国際総合デジタル通信サービス		4 国際電話等   国際総合デジタル通信サービス		
5 公衆電話		5 公衆電話		
三・九世代移動通信システムを使用するもの		三・九世代移動通信システムを使用するもの		
6 携帯電話		6   携帯電話     三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの		
<u>7 PHS</u>		<u>7 PHS</u>		
8I P電話当該 I P電話の提供のために電気通信番号規則第9条第 1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信 番号を使用するもの当該 I P電話の提供のために電気通信番号規則第9条第 1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信 番号を使用するもの以外のもの		8   I P電話     当該 I P電話の提供のために電気通信番号規則第9条第 1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信 番号を使用するもの     当該 I P電話の提供のために電気通信番号規則第9条第 1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信 番号を使用するもの以外のもの		
9 衛星移動通信サービス		9 衛星移動通信サービス		
<u>10</u> <u>FMCサービス</u>		<u>10</u> <u>FMCサービス</u>		
11 インターネット接続サービス		11 インターネット接続サービス		
12   FTTHアクセスサービス     共同住宅等内にVDSL設備その他の電気     共同住宅等内にVDSL設備その他の電気     共同住宅等内にVDSL設備その他の電気     通信設備を用いるもの		12   FTTHアクセスサービス   共同住宅等内にVDSL設備その他の電気 通信設備を用いるもの以外のもの 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気 通信設備を用いるもの		
13 DSLアクセスサービス		13 DSLアクセスサービス		
<u>14</u> <u>FWAアクセスサービス</u>		14 FWAP7tzth-ビz		

<u>15</u>	<u>CATVアクセスサービス</u>			
<u>16</u>	携帯電話・PHSアクセスサービス			
<u>17</u>	三・九世代携帯	電話アクセスサ	トービス	
<u>18</u>	フレームリレー	サービス		
<u>19</u>	ATM交換サー	·ビス		
<u>20</u>	公衆無線LAN	アクセスサーヒ	<u>: Z</u>	
<u>21</u>	BWAアクセス	サービス		
<u>22</u>	I P-VPNサ	ービス		
<u>23</u>	広域イーサネッ	トサービス		
24	衛星アクセスサービス			
0.5	国内電気通信役務であるもの			
<u>25</u>	専用役務	国際電気通信	役務であるもの	
<u>26</u>	上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス			
<u>27</u>	27 インターネット関連サービス (IP電話を除く。)			
			携帯電話に係るもの	
<u>28</u>	仮想移動電気通信サービス PHSに係るもの			
			BWAアクセスサービスに係るもの	
20	受付及び配達の業務を行う場合 電報			
<u>29</u>	<u>電報</u> 受付及び配達の業務を行わない場合			
<u>30</u>	30 上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務			

- 注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び5に 該当する場合は、この限りでない。
- 2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記 28 に該当する場合は、この限りでない。
- 3 FMCサービスとは利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務を、フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、衛星アクセスサービスとは端末系伝送路設備として人工衛星を用いて提供され

<u>15</u>	<u>CATV</u> PD t z t - t z				
<u>16</u>	携帯電話・PHSアクセスサービス				
<u>17</u>	三・九世代携	帯電話アクセスサービス_			
<u>18</u>	フレームリレ	<u>ーサービス</u>			
<u>19</u>	ATM交換サ	ービス			
<u>20</u>	公衆無線LA	Nアクセスサービス			
<u>21</u>	BWAアクセ	<u>スサービス</u>			
<u>22</u>	I P-VPN	サービス			
<u>23</u>	広域イーサネ	ットサービス			
24	衛星アクセスサービス				
0.5	専用役務	国内電気通信役務であるもの			
<u>25</u>	号用仅伤	国際電気通信役務であるもの			
<u>26</u>	上記1から25	までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス			
<u>27</u>	27 <u>インターネット関連サービス(IP電話を除く。)</u>				
00	<b>電</b> 却	受付及び配達の業務を行う場合			
<u>28</u>	電報	受付及び配達の業務を行わない場合			
<u>29</u>	<u>上記1から<mark>28</mark></u>	までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務			

- 注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「〇」を記入すること。ただし、2及び5に 該当する場合は、この限りでない。
- 2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。
- 3 FMCサービスとは利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務を、フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、衛星アクセスサービスとは端末系伝送路設備として人工衛星を用いて提供され

- <u>るものであつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務(主として</u> インターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。)をいう。
- 4 3に定めるもののほか、電気通信役務の種類の定義については、電気通信事業報告規則(昭和 63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。)第1条第2項に定めるところによること。
- 5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送 路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄 中の項番号(1、2、6、7、8又は28に限る。)により記入すること。
- 6 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(6、7、16、17 又は21 に限る。)に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記28のみに「○」をすること。
- 7 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」のみ、「上記1から 29 までに掲げる電気 通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内 容を併記すること。
- 8 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等 に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)による改正前の電気通信事業法の 規定が適用されることに留意すること。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- るものであつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務(主として インターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。)をいう。
- 4 3に定めるもののほか、電気通信役務の種類の定義については、電気通信事業報告規則(昭和 63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。)第1条第2項に定めるところによること。
- 5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送 路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄 中の項番号(1、2、6、7  $\times$  7  $\times$  7  $\times$  1  $\times$  1 1  $\times$  1  $\times$
- 6 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」のみ、「上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。
- 7 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等 に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)による改正前の電気通信事業法の 規定が適用されることに留意すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

• 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号) 正後 牧 正 前 (/世継) 港一条 (容) 涨一条 (吞) 2 この省令において、炊の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 2 この省令において、炊の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当談各号に定 めるところによる。 めるところによる。 | ~十代 (容) 」~十代 (容) 十七 「仮想移動電気通信サービス」 移動端末設備(携帯電話、PHS端末又 は無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条 以下この号にないて同じ。)を用いて利用さ 一端が無線により薄衣される端末系云送路段請 こ後動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通言设務に系る基地司を 段置せずに提供されるもの(当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を 育する者が提供するものに限る。) をいう。

国際電话等 国際電話及び国際総合デジタル通信サービスをいう。 十九 契約約款等 契約約款その他の電気通信役務に関する母金その他の提供

条件を定めるものをいう。

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 炊の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ司表 の熊式番号の爛に掲げる籐式により、毎四半期径過後一月以内(籐式第一第二 表、除式第二、除式第四及び除式第五第二表によるものについては、毎報告年 | 英径過後||月以内) に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関す る当該四半期末(籐式第一第二表、籐式第二、籐式第四及び籐式第五第二表に よるものについては、当該報告年度末)の契約等の状況について、書面又は別 に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの(以下「書面等」という。)に より総務大豆に提出しなければならない。

国際電话等 国際電話及び国際総合デジタル通信サービスをいう。 契約約款等 契約約款その他の電気通信役務に関する科金その他の提供 条件を定めるものをいう。

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 炊の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ可表 の様式番号の懶に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内(様式第一第二 表、熊式第二、熊式第四及び籐式第五第二表によるものについては、毎報告年 | 英径過後||月以内) に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関す る当該四半期末(籐式第一第二表、籐式第二、籐式第四及び籐式第五第二表に よるものについては、当該報告年度末)の契約等の状況について、書面又は引 に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの(以下「書面等」という。)に より総務大豆に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号	報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	(盤)	(盤)	加入電話	(盤)	(盤)
総合デジタル通信サー	(盤)	(盤)	総合デジタル通信サー	(盤)	(盤)
ガベ			ダス		
公衆電話	(盤)	(盤)	公衆電話	(盤)	(盗)
<b>彬带電</b> 語	(盤)	(盤)	<b>彬</b> 带電話	(盤)	(盤)
O H S	(盤)		OH S	(盤)	
IP電話 (当該IP電話	(盤)	(盤)	1 日電話 (当該1日電話	(盤)	(盤)
の提供のために電気通			の提供のために電気通		
信番号規則 (平成九年郵			信番号規則 (平成九年郵		
政省令第八十二号) 第九			政省令第八十二号) 第九		
条第一項第一号又は第			条第一項第一号又は第		
十条第一項第二号に規			十条第一項第二号に規		
定する電気通信番号を			定する電気通信番号を		
使用するものに限る。)			使用するものに限る。)		
衛星移動通信サービス	(盤)	(盤)	衛星移動通信サービス	(盤)	(盤)
インターネット接続サー	(盤)	(盤)	インターネット接続サー	(盤)	(盤)
ガス			ガベ		
「「十七七个人日上」	(盤)	(盎)	FTTHアクセスサービ	(盤)	(盤)
К			K		
ロミ エアクセスサービス	(盤)	(盤)	ンペーキンオクンにSD	(盤)	(盗)
こ ス ア ク ナ ス ナ ト ブ	(盤)		こなてマアクセスサービ	(盤)	
К			K		
FWAアクセスサービス	(盤)	(盤)	ド▼∢アクセスサービス	(盤)	(盤)
携帯電話・PHSアクセ	(盤)	(盤)	携帯電話・PHSアクセ	(盤)	(盤)
<b>メ</b> サーガメ			<b>メ</b> サーガメ		
三・九世代携帯電話アク	(盤)	(盤)	三・九世代携帯電話アク	(盤)	(盤)
メベーキメイ			カベサーブベ		

	日本スケクセスサービス	(盎)	(盤)	B	<b>Aアクセスサービ</b>	ıΚ
(のできている。) の異的数が三万米満でいる。のに限る。) の数的数が三万米満でいる。のに限る。) の数的数が三万米満できまれるものと見信を務め提供。 選権と接続し、文は当該電気通信を務め提供 対対 (当該電信事業者の意気通信を設置していない。 意気通信事業者であって、毎四半年では、17歳の基地局を設置していない。 では後の基地局を設置していない。 では後の基地局を設置していない。 では後の基地局を設置していない。 では後の基準をであって、40回に、40回に、40回に、40回に、40回に、40回に、40回に、40回に	A衆無線しAZアクセス	(盤)	(盤)	公帐	無線しANアクセス	<
(略)	ヤーブス				ブベ	
は、(略) あるものを除く。) のに限る。)の数約数が三万未満で のに限る。)の数約数が三万未満で を受けることにより程便を務の提供 関備と接続し、又は当該電気通信 の電気通信事業者の電気通信回線 型末になける仮想移動電気通信サービス(当該基地局を設置していない。 を同気通信事業者であって、毎四半 大に係る基地局を設置していない。 で見る数値信事業者(教帯電話、 する他の通信事業者(教帯電話、 で見る数値信手を表す。 で見る数値信かしとなって、を見ま で見るの間には、まない。 でででの通気通信を表す。 では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	P Z サービス	(盤)	(盤)	н Д.	<b>─&gt;□</b> Ζţールズ	
2 (略)	広域イーサネットサービ			石英	/- サネットサーブ	
るるものを除く。) のに限る。)の数約数が三万未満で を受けることにより。 型籍と接続し、又は当該電気通信 設備と接続し、又は当該電気通信 の電気通信事業者の電気通信回線 対えになける仮想移動電気通信中 関系通信事業者であって、毎回半 大に係る基地局を設置していない で田の又はBB <アクセスサービ する電気通信事業者(機帯電話、 上の電気通信事業者(機能電話)	K			K		
2 (略) あるものを除く。) のに限る。)の契約数が三万未満できるもす。 を受けることにより提供されるもい。 設備と接続し、文は当該電気通信 の電気通信事業者の電気通信回線 単末になける仮想移動電気通信は 関系通信事業者であってい。 電気通信事業者であって、毎四半 大に係る基地局を設置していない。 では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		仮想移動電気通信サービスを提供	様式第十五の			
2 (略) あるものを除く。) のに限る。)の契約数が三万未満で を受けることにより提供されるも 事業者から毎電気通信を終め提供 設備と接続し、又は当該電気通信 の電気通信事業者の電気通信回線 引き、当該基地局を設置している。 電気通信事業者であって、毎四半 大に係る基地局を設置していない	лK	する電気通信事業者(携帯電話)	11			
→ (略) - あるものを除く。) - のに限る。) の数約数が三万未満で - のでである。) の数約数が三万未満で - を受けることにより提供されるも 事業者から創電気通信を務め。 - では、当該電気通信回線 - でえ(当該基地での配置に可能 - ドスける仮想移動電気通信す - 関気通信事業者であって、毎四半 - 関気通信事業者であって、毎回半						
20 (略) あるものを除く。) のに限る。) の契約数が三万未満で を受けることにより提供されるも 事業者から御電気通信役務の提供 設備と接続し、又は当該電気通信 る電気通信事業者の電気通信回線 「ビス(当該基地局を設置してい 期末における仮想移動電気通信中						
20 (略) あるものを除く。) のに限る。)の契約数が三万未満で を受けることにより提供されるも 事業者から卸電気通信役務の提供 設備と接続し、又は当該電気通信 る電気通信事業者の電気通信回線 「ビス(当該基地局を設置してい						
22 (略) 						
22 (略) 		ービス(当該基地局を設置してい				
22 (略) <u>************************************</u>		る電気通信事業者の電気通信回線				
A (略)		設備と接続し、又は当該電気通信				
27 (略) <u>************************************</u>		事業者から卸電気通信役務の提供				
27 (器) 27 (器) 27 (器)		を受けることにより提供されるも				
7 (盤) 7 (盤)						
		あるものを除く。)				
の (智)	ン (魯)			2	(盤)	
	m (盤)			က	(盤)	

様式第1及び様式第2 (略)

様式第3 (第2条第1項関係)

第1表

# 電気通信役務契約等状況報告 都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類

事業者名

(以下略)

注1~4 (略)

- 5 二の契約を一のSIMカード (携帯電話端末等からの電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体) により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数のうち一方の合計数を記載すること。
- 6 プリペイドにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契 約数の合計数を記載すること。
- 7 注4から注6までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」 の項にその内容を記載すること。
- 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号 の順序によること。
- 9 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

様式第1及び様式第2 (略)

様式第3 (第2条第1項関係)

# 電気通信役務契約等状況報告 都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類

事業者名

(以下略)

注1~4 (略)

- 5 自ら提供する携帯電話又はPHSに係る仮想移動電気通信役務提供事業者(その一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該移動端末設備を用いることにより利用される電気通信役務(当該電気通信役務に係る基地局を設置又は運用せずに提供されるものに限る。)を提供する電気通信事業者(当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者に限る。)をいう。以下同じ。)がある場合には、「参考事項」の項に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数(自ら提供する携帯電話又はPHSに係るものに限る。)の合計数をそれぞれ記載すること。
- 6 二の契約を一のSIMカード(携帯電話端末等からの電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体)により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数のうち一方の合計数を記載すること。
- 7 プリペイドにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契 約数の合計数を記載すること。
- <u>8</u> 注4から<u>注7</u>までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」 の項にその内容を記載すること。
- 9 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 10 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。	11 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
10 /1000/パピピは、日本工業が間11/19日ピテンピピ。	11 /// / / / / / / / / / / / / / / / /

丛	0	#
弗	Z	衣

# 電気通信役務契約等状況報告

# 契約数等

年 月 日現在

サービスの種類

事業者名

	報告事項	契約数等
契約	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_( )_
	<u>接続に係るMVNO</u>	
	M N O で あ る M V N O	
	契約数が3万以上であるMVNO	
事業	美者数	
	<u>接続に係るMVNO</u>	
	M N O で あ る M V N O	
事業	契約数が3万以上であるMVNO	
<u>者名</u>	契約数が3万未満であるMVNO	
	参考事項	

- 注1 自ら提供する携帯電話又はPHSに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(以下本表において「MVNO」という。)がある場合に記載することとし、携帯電話(三・九世代移動通信システムを使用する携帯電話を含む。)及びPHSごとに別業とすること。
  - 2 「契約数」の項には、自ら提供する携帯電話又はPHSに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。
  - 3 契約数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、自らの電気通信回線設備をM

VNOの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。

- 4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、携帯電話、PHS又はBW Aアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者(以下本表において「M NO」という。) により提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。
- 5 「事業者数」の項には、自ら提供する携帯電話又はPHSに係るMVNOの合計数を 記載すること。
- 6 事業者数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、仮想移動電気通信サービス の提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているMVNOの合 計数を記載すること。
- 7 事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより仮想移動電 気通信サービスが提供されている場合には、当該MNOであるMVNOの合計数を記載 すること。
- 8 括弧内には、契約数又は事業者数のうち、三・九世代移動通信システムを使用する携 帯電話に係るものの合計数を記載すること。
- 9 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4~様式第10 (略)

**様式第 11** (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告

契約数

年 月 日現在

サービスの種類 携帯電話・PHSアクセスサービス

事業者名

(以下略)

注1及び2 (略)

3 自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを 提供する電気通信事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該電気通信事業者の数 及び契約数(自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。)の 合計数をそれぞれ記載すること。

 $4 \sim 7$  (略)

様式第12(第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 三・九世代携帯電話アクセスサービス (再掲)

事業者名

(以下略)

注1~3 (略)

4 自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービス を提供する電気通信事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該電気通信事業者の 数及び契約数(自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係るものに限る。) の合計数をそれぞれ記載すること。

 $5\sim 8$  (略)

様式第4~様式第10 (略)

様式第11(第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

契約数

年 月 日現在

サービスの種類 携帯電話・PHSアクセスサービス

事業者名

(以下略)

注1及び2 (略)

3 自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数(自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。)の合計数をそれぞれ記載すること。

 $4 \sim 7$  (略)

様式第12(第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 三・九世代携帯電話アクセスサービス (再掲)

事業者名

(以下略)

注1~3 (略)

4 自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供 事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数 及び契約数(自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係るものに限る。) の合計数をそれぞれ記載すること。

5~8 (略)

#### 様式第13(第2条第1項関係)

# 第1表

#### 電気通信役務契約等状況報告

#### 都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 BWAアクセスサービス

事業者名

(以下略)

注1~4 (略)

- <u> 通信モジュールにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当</u> 該契約数を記載すること。
- <u>6</u> 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契 約数を記載すること。
- 7 注4から注6までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」 の項にその内容を記載すること。
- 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号 の順序によること。
- 9 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

#### **様式第 13**(第 2 条第 1 項関係)

#### 電気通信役務契約等状況報告

#### 都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 BWAアクセスサービス

事業者名

(以下略)

#### 注1~4 (略)

- 5 自ら提供するBWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数(自ら提供するBWAアクセスサービスに係るものに限る。)の合計数をそれぞれ記載すること。
- <u>6</u> 通信モジュールにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当 該契約数を記載すること。
- <u>7</u> 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契 約数を記載すること。
- <u>8</u> 注4から<u>注7</u>までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」 の項にその内容を記載すること。
- 9 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 10 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

#### 第2表

### 電気通信役務契約等状況報告

# 契約数等

年 月 日現在

#### サービスの種類 BWAアクセスサービス

#### 事業者名

	報告事項	契約数等
契約	<u>,数</u>	
	<u>接続に係るMVNO</u>	
	M N O で あ る M V N O	
	契約数が3万以上であるMVNO	
事業者数		
	<u>接続に係るMVNO</u>	
	M N O で あ る M V N O	
事業	契約数が3万以上であるMVNO	
<u>者名</u>	契約数が3万未満であるMVNO	
	参考事項	

- <u>注1</u> 自ら提供するBWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電 気通信事業者(以下本表において「MVNO」という。)がある場合に記載すること。
  - 2 「契約数」の項には、自ら提供するBWAアクセスサービスに係る契約数のうち仮想 移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、継続的な契約関係を 有さず利用の都度契約をして提供するサービス(プリペイドカードにより課金を行うサ ービスを含む。)の契約数は含めないものとするとともに、一の契約で複数の回線を保有 する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。
  - 3 契約数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、自らの電気通信回線設備をM VNOの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。
  - 4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、携帯電話、PHS又はBW

Aアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者(以下本表において「M NO」という。) により提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。 5 「事業者数」の項には、自ら提供するBWAアクセスサービスに係るMVNOの合計 数を記載すること。 6 事業者数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、仮想移動電気通信サービス の提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているMVNOの合

計数を記載すること。

7 事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより仮想移動電 気通信サービスが提供されている場合には、当該MNOであるMVNOの合計数を記載 すること。

8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 14 及び様式第 15 (略)

様式第 14 及び様式第 15 (略)

#### 様式第15の2 (第2条第1項関係)

# 電気通信役務契約等状況報告

#### 契約数等

年 月 日現在

#### サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

#### 事業者名

種別	事業者名	契 約 数
携帯電話に係るもの		
<u>PHSに係るもの</u>		
BWAアクセスサービスに係るもの		
参考事項		

- 注1 「事業者名」の欄には、左欄に掲げる種別に係る仮想移動電気通信サービスの提供に 当たり、自らの電気通信設備と電気通信回線設備を接続し、又は卸電気通信役務の提供 を受けている電気通信事業者の名称を記載すること。
  - 2 「契約数」の欄には、左欄に掲げる種別ごとの合計数を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。
  - 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

#### 様式第 16~様式第 29 (略)

様式第 16~様式第 29 (略)

金宝

(烟炉野田)

日以降である報告から適用する。 日 この省合は、公布の日から施行し、この省合による改正後の電気通信事業報告規則(以下「新報告規則」という。)の規定は、報告期限が平成二十五年十月一

(陞唱型)

法施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。3 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十七号に規定する仮想移動電気通信サービスを提供している者は、この省令による改正後の電気通信事業